水質汚濁法施行規則等の一部改正に伴う対応について(通知)

本キャンパスの危険物予防規程第15条に基づき、既に実施運用されている実験室の自主点検について、法令改正への対応として下記のとおり実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

- 1 改正内容 有害物質による地下水汚染を未然に防止するため以下の項目が追加。
 - (1) 地下浸透防止のための構造、設備、使用方法に関する基準の遵守義務
 - (2) 定期点検及び結果の記録保存義務
- **2 法令の施行日** 平成 24 年 6 月 1 日
- 3 対象の研究室 下記4の(2)の施設・設備が設置された実験室を管理している研究室 (実験にて有機溶剤等の化学物質・危険物を取り扱う室を管理する研究室)
- 4 点 検 箇 所 水質汚濁防止法に基づく特定施設に関する以下の箇所を点検してください。
 - (1) 床面及び周囲
 - (2) 施設本体 (実験台・実験流し・ドラフトチャンバー)
- 5 点 検 方 法 上記4の施設・設備について、以下の項目の定期点検を実施し、別紙「一般 取扱所 自主点検記録表1 (実験室)」に記録してください。

なお、定期点検実施日は毎月1日としますが、業務上の都合により、やむを 得ず実施日が1日以降となるのは構いません。

(1) 床面及び周囲

ア 床面のひび割れ等の異常確認 月1回以上 イ 施設本体からの有害物質水の漏洩 月1回以上

(2) 施設本体

ア 施設本体のひび割れ等の異常確認 月1回以上 イ 施設本体からの有害物質水の漏洩 月1回以上

6 点検票の回収 年に2回点検票を回収します。

(4~9月分の点検分を10月中、10~3月分の点検分を4月中に理系管理課 庶務係の施設担当まで提出願います。)

※これまで点検・記入されている記録表の点検結果は改訂された記録表である「 一般取扱所 自主点検記録表1 (実験室)」に転記を願います。

7 そ の 他 ご不明な点がありましたら下記担当までお問い合わせください。

<担当>

首都大学東京管理部

学長室安全衛生管理担当: 久留米 (内 1018)

理系管理課庶務係:吉田(内:3011)